

## 関係団体に対する規制緩和等アンケート結果（平成26年度）

この度、団体・企業等から、規制の廃止・緩和、行政手続の簡素化等について、県民の利便性の向上や事業活動の活性化の観点から、貴重なご意見をいただきました。

今回のアンケートは、「県の条例や規則に基づく規制の緩和、行政手続の簡素化等」に関する内容を対象としているため、法令等による国の規制や県以外の機関等に対する要望などについて一部回答できない部分がありますので、ご了解願います。

### （一社）茨城県経営者協会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○税制面で行政のホームページをみても理解が難しい。見る側が理解しやすいような配慮が必要であると考えます。一例を挙げますと、新事業承継税制は、HPを見ても理解が難しく、県としても県内事業者が理解できるよう周知・広報を国・県などの垣根を越えて対応いただきたい。</p>	<p>・担当課：税務課</p> <p>税制度については、県税ホームページ上で、税の概要を紹介した「いばらき県税ガイドブック」の掲載やQ&amp;Aの設置などにより、広報に努めているところですが、今後も引き続きわかりやすいホームページの作成等に努め、さらなる利便性の向上を図って参ります。特に税制改正等により、制度が変更となる際には迅速かつ分かりやすい情報の提供に努めます。</p> <p>また、今回ご意見のあった新事業承継税制などの国税や市町村税に関する内容につきましても、必要に応じ国税局のホームページ等とリンクを貼る等の改善を図って参ります。</p>
<p>○法人の「印鑑証明書」等が必要な際に、地域によっては車で1時間程度もかかってしまう。市町村での取得を可能とするなど、行政機関内での連携強化を図り、利便性向上を求めたい。印鑑証明書等が急に必要となった場合は、インターネットでの請求では、タイムラグがあるので、インターネットでの請求手段を選択肢とできない場合が多い。法務局の統合・廃止については、一方的で、地域の声を全く受けずに行われた感が強い。</p>	<p>・担当課：行革分権室</p> <p>国から地方への権限移譲を求める本年度の提案募集制度において、他自治体で同様の要望を国に対して行った結果、平成27年1月30日に今後自治体への権限移譲について検討する旨の回答がありました。</p> <p>そのため、その動きを注視していきたいと考えております。</p>
<p>○高圧ガスや危険物の申請で、県庁まで行かなければならない。県内主要地域への出先機関設置を求めたい。</p>	<p>・担当課：消防安全課</p> <p>高圧ガスの申請に係る審査については、専門的知識を要し、行政効率化を考慮し、本庁に事務を集約しております。</p> <p>また、県内5か所の県民センター等で、一部の許可申請等を取り扱っております。ご理解のほどお願いいたします。なお、危険物の申請につきましては、市町村が対応窓口です。</p>

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○各種広報支援制度の広報・周知において従来から何も変わっておらず、条件が合致していたが、知らずに利用できない事も多々あった。具体的な一例を挙げると、いばらき産業大県創造基金の各プログラムを知らずに利用できなかったとの声があった。多種多様な補助金・融資制度等の支援があるので、HPをみても、利用できるものの判別が難しい。</p>	<p>・担当課：産業政策課</p> <p>「いばらき産業大県創造基金」については、県及び事業実施主体である茨城県中小企業振興公社において、HPや新聞への掲載、メールマガジンの配信、募集チラシの配付のほか、各種団体が実施する事業説明会に積極的に参加し、基金事業の説明を行うなど、積極的に広報・周知を行っているところですが、今回の意見を受けて、より効果的な周知方法や、事業者に分かりやすいHPの内容等について検討していきたいと考えております。</p>
<p>○高圧ガス設備等の完成検査の休日対応について、昨年度の当アンケートで「休日の検査については行政サービスの向上効果とそれに要するコストの増加等について十分な検討が必要であると考えております」との回答を頂戴しました。「十分な検討」について進捗状況・対応方針等をお聞かせ下さい。</p>	<p>・担当課：消防安全課</p> <p>完成検査の休日対応ですが、高圧ガス保安法では、県知事だけでなく、指定完成検査機関が行う完成検査を受けることも認められており、現在でも民間の指定完成検査機関では、休日等の完成検査を実施しております。</p> <p>さらに、経済産業省令に定められた認定要件に該当すると認められ、認定完成検査実施者となることで、完成検査を事業者自ら行うことも可能となります。このことから、休日の完成検査については、指定完成検査機関での受検等を検討されますよう、ご理解のほどお願いいたします。</p>
<p>○本県には様々な伝統工芸品があり、県より郷土工芸品として指定されておりますが、製造する技能者の高齢化等技術承継を危惧する声が聞かれます。郷土工芸品の技能習得は時間的にも長期間を要し、早急な対策が必要であり、「伝統工芸品」とともに、「伝統工芸士」としての認定制度を設け、若年層の魅力度向上を図り、次世代に引き継いでいくことが重要であると考えます。</p>	<p>・担当課：観光物産課</p> <p>「工芸士認定制度」の創設については、昨年認定制度のある他14都府県の状況を調査した結果や関連する制度との棲み分けなど関係機関と調整し、後継者育成と製造者の意欲向上の観点から制度創設に向け検討してまいります。</p>
<p>○産業廃棄物の電子マニフェスト制度の推進を図られたい。（電子マニフェストの浸透状況や今後の対応方針などをお聞かせ下さい）</p>	<p>・担当課：廃棄物対策課</p> <p>電子マニフェスト普及率は、全国で35%、本県で31.5%であります（H25末）。今後、一般社団法人茨城県産業廃棄物協会と連携して、民間団体等の会議などの事業者が集まる場を活用し、事業者に対して、電子マニフェストの積極的な利用の呼びかけを行うなど利用促進に努めてまいります。</p>

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○工業用水については、他県より料金が低い現状の改善を求める声が継続しております。平成27年までは、資金面でも厳しい状況とのことですが、本県の企業誘致実績は非常に優良であり、この優良な実績が工業用水料金体系に反映されることはないのでしょうか。利用者の使用料で運営されており、利用者増となれば、当然に既存利用者の料金にも反映されるべきではないのでしょうか。</p>	<p>・担当課：企業局業務課</p> <p>工業用水道料金については、水源開発に多額の費用がかかり水源費が増加したことに加え、給水エリアが広く、配水管延長が他県の事業に比べて長く、コストが大幅にかかっていることから、全国からみても比較的高い水準となっております。</p> <p>県内への企業立地は進んでおりますが、工業用水を使う企業は少なく、料金収入の伸びにはつながっていないのが現状です。</p> <p>また、今後は施設の老朽化対策や、東日本大震災を踏まえた工業用水道配水管の耐震化を進めていく必要があり、整備費の負担増が見込まれております。</p> <p>このような状況ではありますが、支払利息や維持管理経費の削減及び新規水需要開拓を図るなどさらなる経営改善を進め、料金水準の低減に努めてまいります。</p> <p>なお、平成27年度には全ての事業において料金の見直しを実施することとしております。</p>

（一社）茨城県産業廃棄物協会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○「茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例」第7条に基づく、県外から産業廃棄物を搬入して処理する場合に必要な事前協議制度の廃止あるいは規制緩和を図っていただきたい。条例及び「茨城県県外から搬入する産業廃棄物の処理に係る事前協議実施要項」により、県外から産業廃棄物を搬入して処理する場合は、排出事業者は県に事前に協議することとなっている。当該制度については、関東近県では本県と千葉県がほとんど全ての産業廃棄物について適用していたが、千葉県では、平成25年度からは、栃木県同様、最終処分に係る産業廃棄物についてのみ事前協議を行うことになった。本県では、当協会からの要望により、処理期間の短縮や代理協議者の認定など改善は図られているが、県外産業廃棄物の適正処理の迅速化を図るため、協会としては、事前協議制度そのものを廃止するか、又は県外排出事業者が県内において自ら処理する場合と同様、届出制にするなどの規制緩和をしていただきたい。</p>	<p>・担当課：廃棄物対策課</p> <p>事前協議は廃棄物の搬入を制限するものではなく不適正処理の防止を目的としており、廃止した場合、適正処理を確保することが困難になるおそれがあることや、隣接県においても同様の事前協議制度を導入していることを考慮すると、現時点では廃止は考えにくいところです。規制緩和については、平成21年4月には、電子マネIFESTOの使用による場合の事前協議を省略するとともに、事前協議の有効期間を3年から5年（但し最終処分場で直接処分する場合については3年間のまま）に延長し、また、平成23年4月には、事前協議の手続きについて県内の処分業者でも行えることとするとともに、処分業者が優良認定業者の場合は協議不要とするなど、規制緩和を図ってきています。</p> <p>今後については、貴協会からの意見をお聴きしながら、廃棄物の適正処理を第一として、引き続き規制緩和について検討してまいります。</p>

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○優良認定産廃処理業者の育成を図るため、環境配慮契約法の趣旨を踏まえ、茨城県（外郭団体を含む）における業務発注に際し、優良認定制度により優良認定を受けている産廃事業者が優先的に採用されるような方策を講じること。また、民間の排出事業者が優良認定産廃事業者に委託すれば、安心でありかつ具体的なメリットとなるよう、排出事業所に対する指導や責務の一部緩和などについて検討していただきたい。廃棄物処理法の改正により平成23年度から優良業者認定制度が開始され、また、平成25年度からは環境配慮契約法の対象に産業廃棄物の処理委託が加えられました。環境配慮契約法の適用により国等においては、産業廃棄物の処理委託については、優良認定産廃処理業者が有利に取り扱われるようになりました。つきましては、環境配慮契約法の趣旨を踏まえ、茨城県（外郭団体を含む）においても自らの業務発注に際し、優良認定産廃処理業者に委託すれば安心であり、かつ具体的メリットになるような指導及び方策の検討をお願いしたい。</p>	<p>・担当課：廃棄物対策課，環境政策課，管財課</p> <p>県が産業廃棄物の処理を委託する場合は、優良認定制度があることに配慮するよう「茨城県グリーン購入基本方針」に規定することを検討しているところです。また、民間排出事業者に対しては、制度の活用について、HP等での情報提供を行うほか、事業者が集まる民間団体等の会議などで制度の周知を図っていく方針です。</p>

（一社）茨城県精神保健福祉会連合会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○農地の有効利用（福祉事業，6次産業事業）の観点から農業委員会の委員に農家以外の一般人も委員になれる仕組みにすべきである。</p>	<p>・担当課：農業政策課</p> <p>農業委員会は、農業委員会等に関する法律において、選挙による委員及び選任による委員をもって組織することとされております。</p> <p>選挙による委員につきましては、耕作の業務を営む者などの要件がありますので、農家以外の者が選挙による委員になることはできないこととなっています。</p> <p>一方、選任による委員につきましては、「市町村議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者」を委員として選任することとされておりますので、農家以外の者であっても選任による委員となることは可能です。</p>

(一社) 茨城県旅行業協会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○旅行業法第6条第8号及び同法施行規則第3条に規定する財産的基礎について基準資産額が第2種の場合は700万円以上、第3種の場合は300万円以上、地域限定旅行業の場合は100万円以上必要となっている。</p> <p>個人事業主は代表者本人の財産で証明できるが、法人事業主は直近の確定申告書一式が必要となり、わずかに基準資産が足りなくても資本金の増資又は債務免除（公正証書を作成して添付が必要）したり、もしくは法人事業（登録抹消）より個人事業（新規登録）へと登録をしなければならない場合がある。1年間（次の決算）間の猶予をいただきたい。</p>	<p>・担当課：観光物産課</p> <p>基準資産額については、旅行者の外的変動要因に対する営業継続性の担保という目的のために法で定められているものです。</p> <p>そのため、1年後の決算まで猶予を与えた場合には、その期間の旅行者の安全・旅行契約の保証が危ぶまれることから、猶予期間を設けることは困難であると考えます。</p>

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○社会福祉法人等が社会福祉事業の用に供する土地の取得登記や、当該事業の用に供する建物の所有権の取得登記をする場合、登録免許税法により登録免許税が非課税になります。この非課税措置を受けるために、要件に該当する不動産である知事の証明書を添付する必要があるため県へ申請書類を提出することとなっています。しかしながら、現在、社会福祉法人等が社会福祉事業の用に供する土地等の取得の許認可権限は地方分権により市へ権限移譲されており、上記申請先は所轄庁である市に一元化してほしい。</p> <p>例えば、社会福祉事業の用に供する土地を取得するにあたっては、事前に、所轄庁に対して当該社会福祉事業に係る事業計画書や売買用地の登記簿謄本等の書類を提出し、所轄庁意見書を頂いたうえで事業手続を進めることとなっております。しかるに、登録免許税法上の証明書発行について、県へ申請を行うにあたって同様の書類提出、当該不動産の売買契約書の写しや理事会議事録その他不動産取得目的を証する書類の添付が必要であり、事務的に金銭的にも多大な負担となっておりますので、行政手続きの簡素化をお願いするものです。</p>	<p>・担当課：障害福祉課</p> <p>社会福祉法人が社会福祉事業の用に供する不動産を取得した際の登記をする場合、登録免許税の非課税措置を受けるためには、登録免許税法第4条第2項の規定により都道府県知事の証明書を添付することが要件とされています。</p> <p>現在、社会福祉法人等が社会福祉事業の用に供する土地を取得する際の許認可の権限は市町村に委譲されておりますが、国の通知において、社会福祉法人が社会福祉事業の用に供するための不動産を取得した場合の証明事務は、都道府県が社会福祉事業の事業認可や監査等を実施していることを踏まえ、引き続き都道府県で行う旨が示されております。</p> <p>また、登録免許税法第4条第2項及び登録免許税法施行規則第3条の規定による知事の証明書は、当該申請に係る登記が社会福祉事業第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記であることを証明するものです。</p> <p>したがって、申請の際に添付を求めている書類は、県が証明すべき事項を判断するために必要となる最低限度の書類であり、他県においても同様の取扱いとなっているところです。</p> <p>以上のことから、これらの取扱いについては引き続きご理解とご協力をお願いいたします。</p>